

保 険 証 等 の 更 新 の お 知 ら せ

現在お使いの国民健康保険、後期高齢者医療の保険証等の有効期限は7月31日までとなっております。

新しい保険証等は7月27日（火）、28日（水）、29日（木）に各地区を巡回して、現在お使いの保険証等と交換しますので指定の場所で更新してください。

※学生・遠隔地の保険証も同時に更新してください。

【更新に必要なもの】

国 民 健 康 保 険	現在お使いの ● 国民健康保険被保険者証（浅黄色または水色） ● 高齢受給者証（浅黄色）…該当者のみ ● 特定疾病療養受療証（白色）…該当者のみ
後期高齢者 医 療 制 度	現在お使いの ● 後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）

【お住まいの地区指定日に都合の悪い場合】

7月30日（金）以降に次の窓口で更新してください。

- ◎ 西伯地区の方 健康管理センターすこやか（西伯病院横）
- ◎ 会見地区の方 天萬庁舎町民生活課

【その他注意事項】

（注1）現在お使いの保険証等との引き換えになりますので、返納できない場合は、更新に来られる方の免許証など（本人確認ができるもの）が必要です。

（注2）返納いただく保険証の中に、診察券、特別医療費受給資格証（青色）など、今回の更新の対象でないものがはさまれていないか確認してください。

（注3）現在、国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証等（白色）の交付を受けている方で8月1日以降も引き続き入院等において医療費の限度額適用、食事代の減額認定を受けたい場合は、役場での更新手続きが必要になります。

（更新期間）8月2日から8月31日まで

※9月1日以降も申請できますが、申請月の初日から有効となります。

（更新場所）健康管理センターすこやか（西伯病院横）または天萬庁舎町民生活課

（必要書類）印鑑、保険証

（注意事項）減額認定証は住民税非課税世帯の方が対象です。よって、平成22年度の住民税課税世帯の方は、8月以降の減額認定証の対象になりません。詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

7月27日（火）		
予定時間	地区	場所
1:15 ~ 1:25	倭二区	区長さん 宅前
1:30 ~ 1:50	倭	倭 公民館前
1:55 ~ 2:10	ル・ラル タウン 大國 田園 ハイツ	おおくに 田園 スクエア
2:15 ~ 2:25	小原	小原生活 改善会館前
2:30 ~ 2:50	原	原 公民館前
2:55 ~ 3:05	長田	長田 集会所前
3:10 ~ 3:20	北方	北方 公民館前
3:25 ~ 3:35	猪小路	猪小路 公民館前
3:40 ~ 3:50	与一谷	与一谷 公民館前
3:55 ~ 4:05	鍋倉	鍋倉 公民館前
4:10 ~ 4:25	西	西 公民館前
4:30 ~ 4:40	□絹屋	□絹屋 公民館前
4:45 ~ 4:55	奥絹屋	奥絹屋 公民館前

午後

お問い合わせ先 南部町役場 健康福祉課 （TEL.66-5522）